

枚方市規則第 29 号

枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年枚方市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 の表行政職給料表の部 1 級の款中

「

高年齢再雇用者、戸籍等証明発行専門員、子育て応援事務員、児童福祉施設等事務サポートスタッフ、市民室サービスセンタースタッフ、事務サポートスタッフ、事務補助員、障害福祉窓口専任スタッフ、本庁舎受付案内等対応員、埋蔵文化財整理作業専門員、マイナンバー補助スタッフ、幼児教育・保育無償化事務対応員	1
---	---

」

を

「

児童福祉施設等事務サポートスタッフ、事務サポートスタッフ（別に定める者に限る。）、マイナンバー補助スタッフ	1
高年齢再雇用者、戸籍等証明発行専門員、子育て応援事務員、市民室サービスセンタースタッフ、事務サポートスタッフ（別に定める者を除く。）、事務補助員、本庁舎受付案内等対応員、埋蔵文化財整理作業専門員	2

」

に改め、同款医療保険専門員、給付サポートスタッフ、後期高齢者医療事務専門員、国保納付サポートスタッフ、枚方公園青少年センター短時間勤務管理人、マイナンバー事務スタッフの項中「8」を「9」に改め、同款中

「

放課後児童准支援員	10
非常勤保育士（別に定める者に限る。）」	12

」

を

「

非常勤保育士（別に定める者に限る。）、放課後児童准支援員	13
------------------------------	----

」

に改め、同款親子教室母子指導員、国民健康保険医療事務専門員、国民年金相談員、肢体不自由児介助員、障害者面接相談員、非常勤保育士（別に定める者に限る。）、保健所難病事務専門員、野外活動センター運営専門員の項中「に限る」を「を除く」に、「22」を「23」に改め、同款児童福祉施設等非常勤保育士の項中「25」を「26」に改め、同款学校運営アドバイザー、学校園菊づくり支援員、学校給食衛生管理員、学校支援ディレクター、学校支援マネージャー、家庭教育アドバイザー、子どもの未来応援コーディネーター、総合教育アドバイザー、適応指導教室指導員、枚方市英語教育指導助手（J T E - S）、枚方市英語教育指導助手（J T E - L）、枚方市教育専門嘱託員（教育推進プランナー）、枚方市小中一貫英語教育専門員、放課後児童健全育成専門アドバイザー、放課後児童支援アドバイザー、野外活動教育専門嘱託員の項中「、野外活動教育専門嘱託員」を削り、「28」を「29」に改め、同款保健指導専門員の項中「29」を「30」に改め、同款健康管理支援員（生活支援担当）、建築物保全・建築C A D製図員、建築物保全・電気設備監理員、自動車整備士、手話通訳コーディネーター、生涯学習市民センターサポートスタッフ、生活困窮者相談支援員、生活相談員、生活保護年金調査員、精神障害者生活相談員、滞納事務専門員、登記事務専門員、枚方公園青少年センターサポートスタッフ、文化財事務専門員、保健所医療相談専門員、母子・父子自立支援員、用地専門員の項中「、文化財事務専門員」を削り、「32」を「33」に改め、同款埋蔵文化財行政専門員の項を削り、同款介護保険専門員、建築行為等専門員、中央図書館障害者サービス専門員、文化財行政事務専門員の項中「、文化財行政事務専門員」を削り、「34」を「35」に改め、同款健康管理支援員（療養指導担当）、中国残留邦人等支援・相談員の項中「健康管理支援員（療養指導担当）」の次に「、高齢者健康推進専門員」を加え、「36」を「37」に改め、同款学校看護師の項中「39」を「42」に改め、同款こころの相談専門員の項中「44」を「45」に改め、同款配偶者暴力等相談員、ひきこもり等相談員の項中「46」を「47」に改め、同款交通事故対応員の項中「53」を「54」に改め、同款市史資料調査専門員、埋蔵文化財発掘調査員、民俗文化財調査員の項中「54」を「55」に改め、同部2級の款消費生活相談員の項中「31」を「32」に改め、同款枚方市英語教育指導助手（N E T）の項中「39」を「40」に改め、同款巡回相談員の項中「42」を「43」に改め、同款心理相談員、スクールソーシャルワーカーの項中「57」を「58」に改め、同表技能労務職給料表の部1級の款学校校務員の項中「学校校務員」の次に「、非常勤用務員」を加え、「15」を「16」に改め、同款中

「

臨時清掃作業員、給食配送車運転等作業員	27
---------------------	----

」

を

「

臨時清掃作業員	27
給食配送車運転等作業員	28

」

に改め、同款児童福祉施設非常勤調理員の項中「36」を「37」に改め、同款学校給食調理員の項中「40」を「41」に改め、同表教育職給料表の部1級の款幼稚園支援指導員の項中「39」を「40」に

改め、別表第5の2の表行政職給料表の部1級の款図書館司書・司書補（別に定める者に限る。）の項中「に限る」を「を除く」に改め、同款児童会室サポート員、保育補助員、放課後子ども教室サポート員、幼稚園生活支援員、幼稚園保育補助員の項中「保育補助員」の次に「（別に定める者に限る。）」を加え、同款臨時栄養士、臨時歯科衛生士の項中「臨時栄養士」を「保育補助員（別に定める者を除く。）、臨時栄養士」に改め、同表技能労務職給料表の部1級の款学校施設臨時管理人、保育所調理補助員、本庁舎施設臨時管理員の項中「保育所調理補助員」を「調理補助員」に改め、同款一般現業職員、学校給食臨時調理員、給食臨時調理員の項中「給食臨時調理員」の次に「、臨時学校校務員」を加える。

別表第6の2の表臨時学校校務員の項を削り、同表文化財発掘外作業員の項中「1,130円」を「1,166円」に改め、同表メンタルヘルス相談員の項中「メンタルヘルス相談員」を「教育メンタル相談員」に改める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。